

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の普及啓発に係る
「#ひろしま未来トーク」企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の普及啓発に係る「#ひろしま未来トーク」企画運営等業務（以下、「本業務」という。）

2 業務概要

(1) 業務の目的等

目的	県民との意見交換会である、「#ひろしま未来トーク」の企画、運営、番組制作及び放映により、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（以下「ひろしまビジョン」という。）」への県民の認知と理解を深め、「ひろしまビジョン」を自ら考え行動する契機とするとともに、特に人口減少や若年層の県外流出を踏まえ、高校生・大学生・若手社会人等の若年層との直接対話を通じ、共感と実践を促す。
背景	2020年10月に策定した「ひろしまビジョン」は、本県の最上位計画として、未来を担う次世代にバトンを託すため、概ね30年後のあるべき姿を描き、10年後の目指す姿と取組の方向性を示している。 また、策定時から社会経済情勢の変化が想定以上に進展しているものや、予測できていなかった変化が生じており、こうした変化に対して、柔軟かつ適切に対応するため、現行ビジョンの取組の成果や課題を反映させながら見直しを行っている。 〔ひろしまビジョン策定後に顕在化した、特に考慮が必要な情勢変化〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定を上回るペースで進む人口減少 ・ 急増する県内の外国人労働者や海外からの観光客 ・ 急速に革新・普及が進むデジタル技術と関連産業の発展 ・ 自然災害の激甚化・頻発化や顕在化したリスクへの対応 ・ インフレ傾向と賃金上昇の兆し、不確実性の高まる国際・経済情勢 この「ひろしまビジョン」を着実に推進し、成果を上げるためには全ての県民との連携や協働が必要であることから、その普及啓発に取り組む。
実施方針	本業務では、上記の目的を達成するため、以下の方針で取り組む。 <ol style="list-style-type: none"> 1 県と提案者が協力しながら直接対話型の普及啓発を推進する。 2 高校生・大学生・若手社会人等若年層へのアプローチを重視する。 3 効果的で経済的な手法を採用し、普及啓発の面的拡大を目指す。 4 計画・実施・検証のサイクルを回し、継続的な改善提案を行う。 5 「ひろしまビジョン」普及啓発に向けて、相互連携を密にする。

(2) ターゲット

ア 「#ひろしま未来トーク」への参加想定者層

30歳未満で、広島県内に居住又は通学・通勤する高校生・大学生及び社会人並びに30歳未満、かつ、広島県出身者で広島県外に居住する大学生及び社会人（以下、「メインターゲット」という。）

イ 「#ひろしま未来トーク」の視聴想定者層

「メインターゲット」以外の広島県民及び広島県への通勤・通学者

(3) ターゲット毎の普及啓発の狙い

ターゲット	普及啓発の狙い（期待する行動変容）
ア	「ひろしまビジョン」への理解及び共感を獲得する <ul style="list-style-type: none"> ・ 「#ひろしま未来トーク」への参加により「ひろしまビジョン」を理解する ・ 「#ひろしま未来トーク」への参加により「ひろしまビジョン」に共感し、自分事として捉えられるようになる

イ	「ひろしまビジョン」の認知及び理解を獲得する <ul style="list-style-type: none"> 「#ひろしま未来トーク」のWEB配信を視聴する 「#ひろしま未来トーク」の実施放送を視聴する 「#ひろしま未来トーク」に係る提案業者公式SNS等へアクセスするなど
---	--

(4) 成果目標 (県が目指す最終的なアウトカム)

指標	水準
ひろしまブランド調査における認知割合	令和9年度調査において「ひろしまビジョン」を「知っている」または「聞いたことがある」と答えた方の割合が合計で25%以上

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

提案者は、業務目的の達成のため、県と連携し、下記(1)から(6)の業務を企画調整の上、実施すること。

提案に当たっては、本仕様書のほか、本業務の公募型プロポーザルにおいて提示した、提案書作成要領の内容を基本とすること。

また、本仕様書は最低限の要件を定めるものであり、記載事項の諸条件を踏まえ、目的達成に向けてより効果的な提案を行うこと。

(1) 県民との意見交換会「#ひろしま未来トーク」の企画、運営、番組制作及び放映

「#ひろしま未来トーク」の企画、運営、番組制作及び放映について、提案内容を基に県と協議の上、実施する。なお、「#ひろしま未来トーク」は、委託期間中に3回(8月、11月、1月)実施することとし、実施の都度、実施効果を分析及び検証の上、改善を図るPDCAサイクルを回すこと。(最終的な実施時期は、双方協議の上決定すること。)

ア 企画について

- 「メインターゲット」と横田知事が直接対話を行う企画とすること。
- 意見交換会には司会を1名以上配置すること。
- 対面による意見交換会を必須とし、テレビ放送やWEBによるライブ配信を前提とする。なお、成果目標の達成に向けテレビ放送やWEBによるライブ配信の代替手段があれば提案すること。
- 委託期間中に実施する複数回全てについての企画を、同時に提案すること。
- メインテーマは「人口減少社会の中で、どのように広島県を元気にしていくか」とすること。サブテーマは、参加者・開催地の特性を鑑み開催回毎に設定すること。
- 最終的な企画内容は、県と協議の上、決定すること。

イ 運営について

(ア) 会場

- 各回の実施会場を検討の上、提案し確保すること。
- 会場とのスケジュール調整・利用契約・使用料支払を行うこと。
- タイムスケジュール、次第、進行台本等、意見交換会開催に必要な資料を県と協議の上、準備し、各開催日の7開庁日前までに、県へ共有すること。
- 広島県庁から会場及び会場入退館の動線、会場内配席図について、各開催日の7開庁日前までに、県へ共有すること。
- 意見交換会に必要な会場設営を行うとともに、必要な設備などを準備すること。(例：配席、モニター、PC、配線、マイク、マイク置き、ホワイトボード、名札、席札、飲み物、筆記用具など)
- 意見交換会終了後、速やかに会場の撤収作業を完了すること。
- WEBによるライブ配信に必要な人員、機材の手配を行うこと。
- 実施会場の選定に当たっては、参加者の交通利便性や経済合理性を踏まえる中、「ひろしまビジョン」に係る県民からの認知獲得のため、話題性などの効果が見込まれる会場を選択・提案すること。なお、開催場所は県西部、県東部、県北部の3ヶ所とし、広島市以外の会場を2ヶ所含めること。

(イ) 参加者

- ・ 参加者の募集方法について、公募を基本とした提案をすること。
- ・ 意見交換会へは、傍聴者を積極的に参加させること。（傍聴者は、参加者の直接の関係者に限らず、一般の方も可とする）
- ・ 参加者のスケジュール調整、発表資料（意見交換内容）準備、意見交換会当日の台本や動線などの事前案内など、参加者に関わる事項の全てを実施すること。
- ・ 各参加者から、参加申込の時点で、メディアや各参加者及びその所属体による、意見交換会実施後の写真や映像利用、放映、掲出など包括的に応諾を得ること。
- ・ 参加者の発表資料（意見交換内容）は、各開催日の7開庁日前までに、県へ共有すること。
- ・ 全体での参加者に、30歳未満の「高校生」「大学生」「社会人」を満遍なく参加させること。ただし、各回それぞれに参加者が同数ずつ参加する必要はなく、また企画内容に応じて実施回毎に参加者属性を統一させること等は差し支えない。なお、各回の参加者は9名程度を目安とすること。
- ・ 全開催回の合計参加人数の男女比率は50%前後を目安とすること。

ウ 番組制作・放映について、

- ・ 各回それぞれを提案者が管理・運営するWEB番組等にて同時配信すること。
- ・ また、各回それぞれの「#ひろしま未来トーク」について、実施後2週間以内に、2分以上のテレビ放送とすること。また、番組のアーカイブ発信をすること。
- ・ なお、成果目標の達成に向けて、テレビ放送やWEBによるアーカイブ発信の効果を代替できる提案があれば、提案しても差し支えない。

(2) 意見交換会の告知及び告知ツール（番組、CM、動画、ポスター等）の制作・放送・配布

ア 「#ひろしま未来トーク」の告知として、番組、CM、動画、ポスター等の制作・放送・配布を行うこと。また、参加者募集やイベント実施について、適切な告知を行うこと。なお、告知ツールの制作に当たり、全1回30分程度、知事のスケジュールを確保するため、必要に応じて活用すること。

イ 複数メディアでも取り上げられるよう、県によるプレスリリース作成及びメディアリレーションを支援すること。また、提案者においても、複数メディアでの取り上げられ方を検討し提案すること。

ウ 「#ひろしま未来トーク」のタイトルに、「サブタイトル」「キャッチコピー」等を作成する場合は、複数メディアで取り上げられるような内容を検討し、県の許可を得ること。

(3) 成果指標の設定

- ・ 成果目標の達成に向け、本事業によるKPIを検討し、提案すること。
- ・ 当該KPIは、本事業（各回及び全体）実施後の参加者の意識変化や県民への波及効果が分かるもので、検証可能かつ改善可能なものとする。

(4) 実施効果の検証（アンケート、報告書作成）および次回及び次年度への改善提案

- ・ 実施回ごとの報告書は、参加者からアンケートを実施した上、その結果と、設定したKPIの進捗状況及び意見交換会の様子が分かる資料（写真等）を必須とする。
- ・ 事業全体の報告書は、各回の報告書をまとめた上、次年度実施分への改善提案を盛り込むこと。

(5) 著作権・権利関係の手続きや素材調達の実施

「#ひろしま未来トーク」の実施に当たり、著作権を含む権利関係の手続きなど、法令を遵守すること。

ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、県が自由に加工、複写、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。

イ 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て県に供与し、その利用及び再編集は県において自由に行えるものとする。

ウ 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。

なお、これを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、提案者の責任において対応し、県は責任を負わない。

エ 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として提案者が代行す

ること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については、提案者が負担すること。

(6) 独自提案

当業務の目的を達成するために効果的な提案があれば、積極的に行うこと。なお、提案内容については、県と協議のうえ実施することとし、実施に係る経費は契約金額の範囲内で行うこと。

(7) その他

プロポーザル時に提案があった内容は、契約後の委託業務の基本となるが、県と協議を行い、修正、改良を行いながら業務を進めることに留意すること。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備し、業務全体を統率する総括責任者を配置すること。

(2) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、県と連絡調整を行う担当者を配置すること。

(3) 適正な人員配置の確保

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

また、県との打合せに速やかに対応できるスタッフを配置すること。なお、施策実施フェーズにおいても、受託者のスタッフで対応可能な人員を用意すること。ただし、この責任者及び副責任者は、実施体制における統括責任者及び管理業務における担当者と同一でも差し支えないものとする。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、県の承認なしに他に漏らしてはならない。

本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法に掲げる事項を遵守しなければならない。また本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 スケジュール概要

時期	業務
6月下旬～7月上旬	契約締結
7月中旬	意見交換会の実施計画（施策内容、普及啓発効果検証等）承認、実施準備完了
7月下旬～2月上旬	意見交換会の実施・展開、各回の報告書提出
2月中旬～3月上旬	効果検証結果及び次年度取組改善案のとりまとめ、業務報告書提出

7 成果物

下記「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物	備考
本業務実施計画書	令和8年7月中旬まで
工程、進捗状況等を報告する資料、議事録	契約締結から委託終了まで随時
効果検証など各報告書	実施回ごと
告知・販促ツール等の制作物 (例：動画、ポスター等)	PDF、AIデータ等の電子データについても提出すること
本業務を実施する上で作成した資料等	契約締結から委託終了まで随時
本業務全体の報告書	業務委託終了後

※ 各成果物について、上記に記載した納期以外で県から求められた場合は速やかに提出すること

※ ドキュメント類については、紙及び電子媒体で提供すること

8 県及び関係者との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と業務前の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(1) 契約締結日以降、受託者は県に対し、毎週1回以上の進捗報告を行うこと。進捗報告の方法は

電子メールまたは対面（WEB会議を含む）とする。また、契約締結日以降、県に対し毎月1回以上の定例会議を行うこと。定例会議は対面（WEB会議を含む）とし、進捗報告を兼ねることも出来る。なお、定例会議では進捗状況の報告及び必要に応じた計画の見直しを検討・協議することとする。ただし、県から求めがあった場合には随時、速やかに打ち合わせを行うこと。さらに、当業務の関係者との打ち合わせへの同席や調整を求める場合がある。打ち合わせ後は、速やかに、議事録を作成し、県に提出すること。

- (2) 受託者は、当業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は、当業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 広告配信にあたって掲出する画像やアニメーションや、動画等の作成にあたって必要な写真やイラスト、動画等の素材について、著作権の帰属等の必要な権利手続きを含めた調達業務の一切は受託者が行うこととする。

9 委託料

完了払いとする。

10 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

11 秘密の保持

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供しないこと。なお、業務終了後においても同様とする。

12 再委託等の取扱い

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託（二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下「再委託等」という。）することは認めない。ただし、特段の事情があり委託業務の一部を再委託等しようとする場合は、次の点等を明確にして、予め県の承諾を得ること。

- (1) 再委託等する業務の範囲及び金額
- (2) 再委託等する合理性及び必要性
- (3) 再委託等する相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者
- (4) 再委託等業務の運営管理方法

再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項、受託者向け情報セキュリティ遵守事項に記載する事項を遵守させること。再委託等の相手方の行為については、受託者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負うこと。

13 留意事項

受託者は、県と十分打ち合わせを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となる場合には、これを申し出るものとする。

- (1) 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は県に帰属するものとする。
- (2) 当業務に伴う債権及び債務、費用負担、受託者の損害及び第三者に及ぼした損害は、全て受託者が負担するものとする。また、県は受託者の運営経費に関し、一切の補填をしない。
- (3) 景品表示法など、法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受託者は県と協議したうえで業務を遂行するものとする。

以 上